

○岡山市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則

制 定	平成 29 年 2 月 28 日	市規則第 12 号
一部改正	平成 29 年 8 月 15 日	市規則第 139 号
一部改正	平成 30 年 7 月 30 日	市規則第 165 号
一部改正	令和 2 年 3 月 31 日	市規則第 62 号
最近改正	令和 4 年 9 月 21 日	市規則第 78 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、本市が介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項に規定する地域支援事業として実施する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に関し、法、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 196 号。以下「指針」という。）及び地域支援事業の実施について（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知。以下「通知」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第 2 条 総合事業は、高齢者が要支援・要介護状態となることをできるだけ予防し、高齢者自身の力を生かした自立に向けた支援を行うとともに、高齢者が住み慣れた地域の中で、多様で柔軟な生活支援を受けながら人とつながり、生き生きと暮らしていくことができる地域づくりを行うことを目的とする。

(定義)

第 3 条 この規則で使用する用語は、法、政令、省令、指針及び通知で使用する用語の例による。

(事業の種類)

第 4 条 本市は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 第1号事業（法第115条の45第1項第1号に規定する事業をいう。以下同じ。）

ア 第1号訪問事業

(ア) 介護予防訪問サービス（省令第140条の63の6第1号の基準に従って行われる事業をいう。）

(イ) 生活支援訪問サービス（省令第140条の63の6第2号の基準に従って行われる事業をいう。）

イ 第1号通所事業

(ア) 介護予防通所サービス（省令第140条の63の6第1号の基準に従って行われる事業をいう。）

(イ) 生活支援通所サービス（省令第140条の63の6第2号の基準に従って行われる事業をいう。）

ウ 介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）

(2) 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号に規定する事業をいう。以下同じ。）

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

2 一般介護予防事業は、市長が別に定めるところにより、実施するものとする。

（事業の対象者）

第5条 前条第1項各号に掲げる事業の対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 第1号事業にあつては、省令第140条の62の4各号のいずれかに該当する被保険者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）

(2) 一般介護予防事業にあつては、全ての第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者

2 前項第1号に掲げる者及び同項第2号に掲げる第1号被保険者は、本市が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、本市内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含むものとする。

(介護予防ケアマネジメント依頼等の届出)

第6条 第4条第1項第1号ア又はイの事業を利用しようとする省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者は、岡山市基本チェックリスト(様式第1号。以下「基本チェックリスト」という。)によるチェックを実施した日から30日以内に、岡山市総合事業に係る介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書(様式第2号。以下「届出書」という。)に、基本チェックリスト及び被保険者証を添付して、市長に提出しなければならない。介護予防ケアマネジメントを行う者を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、自立支援の観点から第4条第1項第1号ア又はイの事業の利用の必要性を確認したときは、次に掲げる事項を被保険者証に記載して返付するものとする。

(1) 事業対象者(前項の規定により届け出た者であって、利用の必要性を確認したものをいう。以下同じ。)である旨

(2) 基本チェックリストによるチェックを実施した年月日

(3) 第4条第1項第1号ア又はイの事業を利用できる期間(以下「事業対象者の有効期間」という。)

(4) 当該介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターの名称

3 要介護認定の有効期間、要支援認定の有効期間及び事業対象者の有効期間(以下「認定等有効期間」という。)の満了日の翌日において第1項に規定する第1号被保険者に該当する場合、第4条第1項第1号ア又はイの事業を利用しようとする当該者は、認定等有効期間の満了日の30日前から認定等有効期間の満了日までの間に届出書の提出を行わなければならない。

4 第1項の規定による届出は、居宅要支援被保険者等に代わり、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターが行うことができる。

(利用手続)

第7条 第4条第1項第1号ア又はイの事業を利用しようとする者は、法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画又は同項に規定する介護予防サービス計画を作成する者が作成する計画（介護予防サービス計画を除く。）であって、同計画と同様の手順により作成され、かつ、同様の内容を定めた計画の作成を受けなければならない。

（事業対象者の有効期間）

第8条 事業対象者の有効期間は、次に掲げる期間を合算して得た期間とする。

（1） 届出書のサービス開始年月日（以下「サービス開始年月日」という。）から当該日が属する月の末日までの期間。ただし、サービス開始年月日が月の初日の場合は、本号は適用しない。

（2） 2年間

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当したときは、該当した日の前日をもって事業対象者の有効期間を満了したものとみなす。

（1） 事業対象者が、法第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けたとき。

（2） 事業対象者が、法第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定で非該当になったとき。

（3） 事業対象者から当該区分資格を終了したい旨の申出があったとき。

（事業の実施者）

第9条 第4条第1項第1号ア及びイの事業は、法第115条の45の3第1項の規定に基づき市長が指定する者（以下「指定事業者」という。）により実施するものとする。

2 第4条第1項第1号ウ及び同項第2号の事業は、適切に事業が実施できると認められる者に委託して実施することができる。

3 前項の規定により介護予防ケアマネジメントの実施の委託を受けた者（以下「介護予防ケアマネジメント受託者」という。）は、当該委託を受けた事業の一部を、再委託することができる。

（指定事業者の指定の申請）

第10条 指定事業者の指定を受けようとする者は、法第115条の45の5第1項の規定に基づき、市長に申請しなければならない。

(指定事業者の指定の更新)

第11条 指定の更新を受けようとする指定事業者は、法第115条の45の6第1項の規定に基づき、市長に申請しなければならない。

(第1号事業の実施)

第12条 指定事業者及び介護予防ケアマネジメント受託者は、市長が別に定める基準に従い事業を行わなければならない。

(第1号事業に要する費用の額)

第13条 第1号事業に要する費用の額は、市長が別に定める基準に従い算定するものとする。

(第1号事業支給費の支給)

第14条 市長は、居宅要支援被保険者等が指定事業者から第1号事業のサービスを受けたときは、法第115条の45の3第1項の規定により、当該居宅要支援被保険者等に対し、当該第1号事業に要した費用について、第1号事業支給費を支給する。

2 第1号事業支給費の額は、次条に規定する第1号事業費の支給割合に基づく額とする。

3 居宅要支援被保険者等が指定事業者から第1号事業のサービスを受けたときは、市長は当該対象者が指定事業者に支払うべき当該第1号事業のサービスに要した費用について、第1号事業支給費として当該居宅要支援被保険者等に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者等に代わり、当該指定事業者に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、当該居宅要支援被保険者等に対し第1号事業支給費の支給があったものとみなす。

(第1号事業支給費の支給割合)

第15条 省令第140条の63の2第1項第2号イの規定により市が定める額は、同項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額の100分の90に相当する額とする。

2 省令第140条の63の2第1項第2号ロの規定により市が定める額は、同項第1号ロに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額の100分の100に相当する額とする。

- 3 省令第140条の63の2第1項第3号イの規定により市が定める割合は、100分の90とする。ただし、市長が別に定めるものについては、100分の100とする。
- 4 省令第140条の63の2第1項第1号イ及び第2号イ及び第3項の規定にかかわらず、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）に要した費用、当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法（大正11年法律第70号）第115条第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定するこれに相当する額として法第61条の2第1項に規定する政令で定める額の合計額及び居宅要支援被保険者等が第1号事業に要した費用その他の費用又は事項を勘案して特に必要があると認める場合における省令第140条の63の2第1項並びに第1項及び第3項の規定の適用については、省令第140条の63の2第1項第1号並びに第1項及び第3項中「100分の90」とあるのは「100分の90から100分の100までの範囲内の割合」とする。
- 5 政令第29条の2第1項に規定する所得の額が同条第2項に規定する額以上である居宅要支援被保険者等（次項に規定する居宅要支援被保険者等を除く。）に係る第1号事業支給費を支給する場合における第1項、第3項又は前項の規定の適用については、第1項及び第3項中「100分の90」とあるのは「100分の80」と、前項中「100分の90から」とあるのは「100分の80から」とする。
- 6 政令第29条の2第4項に規定する所得の額が同条第5項に規定する額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費を支給する場合における第1項、第3項又は第4項の規定の適用については、第1項及び第3項中「100分の90」とあるのは「100分の70」と、第4項中「100分の90から」とあるのは「100分の70から」とする。

（第1号事業支給費の支給割合の特例）

第16条 前条第4項の規定は、災害その他特別の事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると認めるときについて適用する。

- 2 前項の規定の適用の要件、手続その他必要な事項は、市長が別に定める。

(第1号事業に要する費用に係る審査及び支払)

第17条 市長は、第1号事業に要する費用に係る審査及び支払に関する事務を、岡山県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた連合会は、市長の同意を得て、当該委託を受けた事務の一部を、営利を目的としない法人であって省令第140条の63の4で定める要件に該当するものに委託することができる。

(高額介護予防サービス費相当事業)

第18条 市長は、指定事業者による事業の利用により生じた利用者負担額が著しく高額であるときは、第15条第4項の規定により、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する額（以下「高額総合事業サービス費」という。）を支給することができる。

2 高額総合事業サービス費の支給に関する手続その他必要な事項は、市長が別に定める。

(高額医療合算介護予防サービス費相当事業)

第19条 市長は、指定事業者による事業の利用により生じた利用者負担額及び医療保険の自己負担額を合算した額が著しく高額であるときは、第15条第4項の規定により、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する額（以下「高額医療合算総合事業サービス費」という。）を支給することができる。

2 高額医療合算総合事業サービス費の支給に関する手続その他必要な事項は、市長が別に定める。

(文書の提出等)

第20条 市長は、第1号事業支給費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給を受ける者又は当該支給に係る第1号事業を担当する者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(第1号事業支給費に係る支給限度額)

第21条 居宅要支援被保険者の第1号事業支給費に係る支給限度額は、法第55条第1項の規定によるものとする。

2 事業対象者の第1号事業支給費に係る支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する単位数により算定した額とする。

（利用料）

第22条 居宅要支援被保険者等が、第1号事業のうち指定事業者が行う事業（第15条第3項ただし書に規定するものを除く。）を利用する場合、市長が別に定めるところにより算定する額の100分の10に相当する額を、利用料として負担しなければならない。

2 政令第29条の2第1項に規定する所得の額が同条第2項に規定する額以上である居宅要支援被保険者等（次項に規定する居宅要支援被保険者等を除く。）について前項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の10」とあるのは、「100分の20」とする。

3 政令第29条の2第4項に規定する所得の額が同条第5項に規定する額以上である居宅要支援被保険者等について第1項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の10」とあるのは、「100分の30」とする。

4 第16条の規定により利用料を算定する場合においては、前3項の規定は適用しない。

（委任）

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第1号ウ、第5条から第8条まで、第9条第2項及び第3項並びに第10条から第12条までの規定は、平成29年3月1日から施行する。

附 則（平成29年市規則第139号）

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年市規則第165号）

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和2年市規則第62号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



附 則（令和4年市規則第78号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

岡山市基本チェックリスト				申請区分	1.新規	2.更新(要介護・要支援認定/事業対象者)	
被保険者番号	0	0	0			住所地特例者 保険者名( )	
フリガナ						生年 月日	明・大・昭 年 月 日 ( )歳
氏名							
住所 (居所)	〒 ※住所が住民登録地と異なる場合に記入してください(住民登録地: )						

聞き取り: 本人( 年 月 日)・本人以外(誰に 年 月 日)

No.	質問事項(右の回答欄のいずれかに○をつけてください)	【回答欄】		
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	虚弱 点 10/20
2	日用品の買物をしていますか	0. はい	1. いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	運動 点 3/5
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ	低栄 点 2/2
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ	
11	6か月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ	口腔 点 2/3
12	肥満度は18.5未満ですか 体重( )kg/身長( )cm=BMI( )			
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ	
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ	閉込 16該
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ	
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ	認知 点 1/3
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ	うつ 点 2/5
20	今日は何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ	
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ	
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ	
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ	
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ	
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ	

【確認欄】	【記入確認者 所属/氏名】	【確認相手】
地域包括支援センター		本人・家族
委託先居宅介護支援事業所		本人・家族
福祉事務所・支所		本人・家族

様式第2号(第6条関係)

岡山市総合事業利用に係る介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 住所地特例者(保険者名 )										
被保険者氏名	被保険者番号										
フリガナ											
	個人番号										
	生年月日							性別			
	明・大・昭 年 月 日							男・女			
介護予防ケアマネジメントを依頼(変更)する地域包括支援センター											
地域包括支援センター名						地域包括支援センターの所在地					
						電話番号 ( )					
事業所番号											
介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者(※地域包括支援センターが作成する場合は記入不要)											
居宅介護支援事業所名						居宅介護支援事業所の所在地					
						電話番号 ( )					
事業所番号											
サービス開始・変更年月日						年 月 日					
<p>岡山市長 様</p> <p>事業対象者として、岡山市の総合事業サービスを利用したいので、上記の事業者に介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>被保険者 住 所</p> <p>電話番号 ( )</p> <p>氏 名</p>											

(ご注意)

- 新規・更新の場合  
この届出書は、介護予防ケアマネジメントを依頼する事業者が決まり次第、速やかに岡山市へ提出してください(事業対象者の有効期間更新の場合もご提出ください。)
- 変更の場合  
介護予防ケアマネジメントを依頼する地域包括支援センター又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず岡山市へ届け出てください。  
届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額負担していただくことがあります。
- 提出方法  
介護保険被保険者証と事業対象者の確認に係る岡山市基本チェックリスト(本届出書提出日前30日以内のもの)を添付して提出してください。

保 確 認 者 欄	<input type="checkbox"/> 被保険者資格	<input type="checkbox"/> 届出の重複	<input type="checkbox"/> 作成者区分	市 受 付
	<input type="checkbox"/> 基本チェックリスト結果(該当/非該当)	<input type="checkbox"/> 要介護(要支援)確認シート		
	<input type="checkbox"/> 要支援者からの更新	<input type="checkbox"/> 事業対象者からの更新		